

平成 21 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 21 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第 3 回) 議事録

1. 平成 21 年 11 月 4 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 友井 健二	2 番議員 坂本 顕
3 番議員 三浦美代子	4 番議員 坂野 光雄
5 番議員 中上さち子	6 番議員 栗原 俊子
7 番議員 曾田 平治	8 番議員 土井 一憲
9 番議員 岸田 敦子	10 番議員 扇谷 昭
11 番議員 平野 美治	12 番議員 大川 泰生

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道	
四條畷市市民生活部長 長谷 俊延	
交野市環境部長 清水 帝男	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄	資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼総務課長 奥田 浩樹	
事務局次長兼会計課長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝	
管理課長 上村 悟司	
総務課主幹兼会計課主任 太田 広治	

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	議会議案第 3 号 議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員指名
日程第 3	会期決定について

日程第4 議会議案第4号 議長の選挙について

日程第5 認定第1号 平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定  
について

(時に14時00分)

1. 副議長（平野美治君） 皆さんこんにちは。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第3回が招集されましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本日の議会は交野市さんの役員改選によりまして、議長が空席となっておりますので、議長選出までの間、議長を努めさせていただきます、副議長の平野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、交野市さんにおかれましては、去る9月8日付けにて役員改選が行われまして、中上議員、坂本議員、友井議員におかれましては、引き続きご就任をいただいております。また、吉坂議員、浅田議員、野口議員に代わりまして、新たに三浦議員、坂野議員、栗原議員がご就任されましたので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ただ今から平成21年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第3回を開会いたします。

なお、傍聴を希望される方がおられますので、許可をいたします。なお、今回は別室での傍聴になっております。

開会にあたりまして管理者よりごあいさつをお受けいたしたいと思っております。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 皆さん、こんにちは。平成21年第3回四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中を、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

先ほど、平野副議長さんからご報告がございましたとおり、交野市では、中上議員、坂本議員、友井議員におかれましては、引き続きご就任いただいております、また、吉坂議員、浅田議員、野口議員に代わりまして、新たに三浦議員、坂野議員、栗原議員がご就任をいただいたところでございます。新たにご就任いただきました皆様には、今後とも本組合の運営にお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会の案件は、議会案件としてご提案いただいております、交野市からの派遣議員の役員改選に伴います議長の選挙を、また、私どもからご提案申し上げます案件は、平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定をお願いいたしております。よろしくご審議を賜り、ご認定並びにご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の臨時議会終了後の全員協議会におきまして、新ごみ処理施設整備基本計画（素案）について、ご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1. 副議長（平野美治君） ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前臨時会閉会後の本日までの諸般につきまして、ご報告申し上げます。去る7月30日には6月分を、8月31日には7月分を、9月29日には8月分を、10月30日には9月分の現金出納検査が行われ、その結果報告書が議長あて提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。終わらせていただきます。

1. 副議長（平野美治君） 引き続きまして事務局より議事日程の報告をいただきます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副議長（平野美治君） それでは日程第1議会議案第3号議席の指定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いただきます。事務局どうぞ。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副議長（平野美治君） 議席の指定につきましては、会議規則第4条第2項の規定によりまして議長において、議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。1番友井議員、2番坂本議員、3番三浦議員、4番坂野議員、5番中上議員、6番栗原議員、7番曾田議員、8番土井議員、9番岸田議員、10番扇谷議員、11番私、平野でございます、12番大川議員以上の議席をもって決定をいたします。

1. 副議長（平野美治君） 次に、日程第2会議録署名議員の指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によりまして議長において指名を申し上げます。10番扇谷 昭議員、12番大川泰生議員を指名いたします。

1. 副議長（平野美治君） 日程第3会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成21年11月4日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第3回における会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 副議長（平野美治君） 日程第4議会議案第4号議長の選挙についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局どうぞ。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副議長（平野美治君） なお、従来からの申し合わせによりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。ここで、暫時休憩に入らせていただきます。

（時に14時08分）

（時に14時20分）

1. 副議長（平野美治君） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。休憩中に議長の選挙について、交野市の派遣議員のご一同にお願いをいたしました結果をご報告お願いいたします。栗原議員よろしくお願ひいたします。

1. 6番議員（栗原俊子君） 交野市の栗原でございます。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。別室におきまして議長の選挙の件について協議をいたしました結果、議長には交野市から坂野議員を推挙したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 副議長（平野美治君） ご苦勞さまでした。ただ今、交野市の栗原議員よりご報告がございましたとおり、議長には坂野議員をご推挙されました。

ここでお諮りいたします。日程第4議会議案第4号議長の選挙については、ただ今ご推挙されました、坂野議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第4号議長の選挙については、推挙のとおり当選されました。本日付けにて坂野議員を議長として告知申し上げます。

それでは、坂野議員に議長就任のごあいさつをお願いいたします。坂野議員どうぞ。

1. 4番議員（坂野光雄君） 交野の坂野光雄でございます。今、皆さん方のご推挙により今年度1年間議長に当選させていただきましてありがとうございます。

今、地球的にも地球温暖化の問題が大きな課題になってますし、当組合におきましても、新炉建設という大きな課題を抱えておりますので、議会の皆さん方の活発な議論と、また適切な判断を是非ともよろしく願ひいたします。

また、施設組合の理事者側の皆さんにおきましても、なかなか慣れないもんですので、ひとつご指導のほどもよろしく願ひいたします。簡単ですがこれであいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

1. 副議長（平野美治君） どうもありがとうございました。皆様には何かとご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。それでは新しい議長と交代いたしますので、よろしく願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

1. 議長（坂野光雄君） それでは議事を続行させていただきます。日程第5 認定第 1 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（坂野光雄君） 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、認定第 1 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳入の部から順次、ご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、まず、歳入の（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございます。予算現額 8 億 79 万 6000 円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額となっております。内訳といたしましては、四條畷市から約 46.05%にあたる 3 億 6880 万円を、また交野市から約 53.95%に相当する 4 億 3199 万 6000 円をそれぞれご負担いただいております。

次に（款）（項）（目）繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、予算現額 614 万 1000 円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の 614 万 1133 円となっております。

次に（款）諸収入（項）（目）組合預金利子でございますが、予算現額 4 万円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の 4 万 601 円となっております。（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、予算現額 186 万 8000 円に対しまして、調定額、収入済額いずれも 189 万 7325 円となっております。12 ページ、13 ページをご覧いただきたいと存じます。雑入の主な内容でございますが、1 号炉灰出し設備の爆発事故に係る建物災害共済金や例年の職員の共済制度等に係る手数料や行政財産の使用料、工事に伴う電気水道使用料の業者からの実費徴収などとしての収入で

ございます。

次に、(款)(項)組合債(目)大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございます。14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと存じます。この内容は、いわゆるフェニックス事業に伴います負担金に対する財源として、政府資金を利率 1.5%、15 年返済、うち 3 年据置の条件により 550 万円借入れたものでございます。歳入の部の最後になりますが、(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)衛生費国庫補助金は組み替えにより(目)建設事業費国庫補助金としたものでございまして、予算現額 100 万円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額となっております。これは新たなごみ処理施設整備に係る環境影響調査事業に関する計画支援事業の交付金でございます。

以上の内容により、平成 20 年度会計の歳入合計は、予算現額 8 億 1534 万 5000 円に対しまして調定額、収入済額いずれも 8 億 1537 万 5059 円となったものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。16 ページ、17 ページをご覧くださいと存じます。

歳出の部(款)(項)議会費(目)組合議会費でございます。予算現額 206 万 1000 円に対しまして、198 万 4695 円支出し、7 万 6305 円の不用額が生じてございます。

次に(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございます。予算現額 1 億 3790 万 8000 円に対しまして、約 99.2%に相当する 1 億 3681 万 9277 円を執行し、差し引き 108 万 8723 円が不用額となっております。

18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。一般管理費の主な支出でございますが、まず、2 給料では、事務局職員 5 名分の給料 1976 万 400 円をはじめ、3 職員手当等で 3914 万 8228 円を、4 共済費で 539 万 6656 円を支出いたしてございます。

続きまして 20 ページ、21 ページをご覧くださいと存じます。

その他の支出といたしまして、9 旅費で、監査、公平委員会などに伴います職員随行旅費及び地域計画に係る環境省訪問に伴う旅費等で 39 万 8400 円の支出を、また、11 需用費では、消耗品や印刷製本費等で 163 万 814 円を、12 役務費では、電話などの通信運搬費、火災保険料などで 162 万 2635 円の支出を、引き続き 22 ページ、23 ページでございますが、13 委託料では、警備防災業務や計量事務等の業務、OA 機器保守などの委託料で 461 万 8044 円の支出を、14 使用料及び賃借料におきましては、複写機や OA 機器の借上料等で 116 万 4696 円の支出を、15 工事請負費では、事務所改装工事といたしまして 66 万 8850 円の支出を、18 備品購入費では、公用車の購入などで 268 万 3199 円の支出を、引き続き 24 ページ、25 ページでございます。19 負担金、補助及び交付金では、公害健康被害補償等に関する法律に、基づく汚染負荷量賦課金、地元協力金、監査、公平委員会や全国都市清掃会議等の団体への負担金、構成両市からの派遣職員給与、社会保険料

事業者負担金相当額などの負担金、施設の運転管理上必要な講習などの受講料、また次の 26 ページ、27 ページにまたがっておりますが、職員採用試験負担金などで 5809 万 5695 円の支出を行っております。

次に 26 ページ、27 ページの（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございます。予算現額 5 億 3877 万 9000 円に対し、約 99.38%に相当する 5 億 3543 万 8948 円の支出を行い、差し引き 334 万 52 円が不用額となっております。

支出の主な内容でございますが、2 給料では、清掃工場職員 26 名分の給料、8796 万 1427 円をはじめ、3 職員手当等で 8730 万 636 円の支出を、引き続き 28 ページ、29 ページでございます。4 共済費として 2405 万 9558 円を、11 需用費では、施設の消耗品や公害対策薬品等の購入費、電気、水道などの光熱水費などで、計 1 億 27 万 2297 円を支出いたしてございます。次に、12 役務費では、排ガス分析装置の検定手数料で、32 万 700 円を支出いたしてございます。

次に 30 ページ、31 ページをお開きいただきたいと存じます。

13 委託料でございますが、7888 万 5954 円を支出いたしておりますが、その主な内容につきましては、焼却灰などのフェニックスへの運搬業務委託料として 1546 万 7382 円を、埋立処分委託料として 2143 万 710 円のほか、電気保安管理や焼却施設、公害対策関連施設、設備、装置の年次の保守点検整備業務、ばいじん等ダイオキシン類測定業務などの業務に要したもので、32 ページ 33 ページにかけまして委託業務の内容を記載してございます。

次に 34 ページ、35 ページをお開きいただきたいと存じます。

15 工事請負費では、主に施設の安定した稼動のために必要な工事費といたしまして、1 億 4834 万 8000 円を支出いたしてございます。その主な内容は、1 号炉の回転火格子ロストル交換や 2 号炉の炉内耐火物整備工事をはじめとする、焼却施設整備工事といたしまして 1 億 358 万 4600 円を、また、計装設備インバーター更新工事といたしまして 1633 万 8000 円を、灰押し機爆発対策工事で 966 万円を、クレーン整備工事で 533 万 850 円などが主なものでございます。次に 16 原材料費でございますが、補修工事用の資材購入費といたしまして、170 万 7335 円の支出をいたしております。19 負担金、補助及び交付金でございますが、残渣処分先でございます、いわゆるフェニックスの整備事業の負担金といたしまして、615 万 5000 円の支出をいたしております。

次に、36 ページ、37 ページをお開きいただきたいと存じます。

続きまして、（款）（項）建設事業費（目）新炉建設調査費でございますが、予算現額 113 万 7000 円に対しまして、102 万 7196 円を執行し、差し引き 10 万 9804 円の不用額となっております。

その主な支出といたしましては、13 委託料で 47 万 2500 円を、14 使用料及び賃借料で 27 万 7186 円を支出いたしてございます。

次の 38 ページ、39 ページをご覧くださいと存じます。

続きまして（目）新炉建設事業費でございますが、予算現額 582 万 4000 円に対しまして、580 万 4000 円を執行し、差し引き 2 万円の不用額となっております。

その内容は、まず、報償費 30 万 4000 円は、市民や学識経験者の皆様を委員とした「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を、3 回開催したことに伴う委員の皆様の報償費でございます。次に 13 委託料で 550 万円を支出いたしてございますが、新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務のデータ収集整理に係る委託料として 300 万円を、新ごみ処理施設整備基本計画書作成業務の委員会資料作成等に係る委託料として 250 万円を支出いたしております。

次に（款）（項）公債費でございますが、予算現額 1 億 2863 万 6000 円に対し、平成 4 年度から平成 18 年度の間に借入れました公債費の元利償還費として 1 億 2862 万 7851 円を支出いたしてございます。

次に、40 ページ、41 ページをご覧くださいと存じます。

最後に（款）（項）（目）予備費 100 万円につきましては、充当はなく、全額不用額となっております。以上により平成 20 年度会計の歳出合計は、予算現額 8 億 1534 万 5000 円に対し、執行率約 99.3%に相当する 8 億 970 万 1967 円の支出となり、差し引き 564 万 3033 円の不用額となっております。

次に、43 ページでございますが、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

先ほど、ご説明いたしましたとおり、歳入総額 8 億 1537 万 5000 円に対しまして、歳出総額 8 億 970 万 2000 円の支出となり、歳入歳出差引額 567 万 3000 円が、他に翌年度へ繰り越すべき財源もございませんので、そのまま同額が実質収支額となった次第でございます。

次に 44 ページ、45 ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。公有財産の（1）土地及び建物につきましては、決算年度中での増減はございませんでした。次の 46 ページでございますが、（2）物品につきましては、決算年度中で普通乗用自動車 1 台の増、小型乗用自動車 1 台の減、軽乗用自動車 1 台の増でございました。

なお、本決算書の 2 ページから 5 ページにかけましての決算数値につきましては、ただ今の事項別明細書の説明をもちまして説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、この決算書に併せ、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 5 項の規定により事務事業の成果を説明する書類として、平成 20 年度主要な施策の実績報告書をお届けさせていただいてございます。併せてご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、誠に簡単ではございますが、認定第 1 号平成 20 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内

容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） それでは議席10番の扇谷 昭ですが、通告をさせていただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

私は、この平成20年度決算の日程審議の中で、交野市磐船地区新炉建設予定地で施設建設は本当にできるのか、という観点に立って質疑をいたします。組合長年の課題でありました新炉建設に関し、建設事業費における新炉建設調査費、新炉建設事業費が執行され、683万1196円支出されました。特に、昨年8月地元合意なきままの新炉建設着手が発表され、今年1月30日より新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価調査業務委託事業、そして新ごみ処理施設整備計画書作成業務委託事業が始まりました中で、長年にわたって建設予定地は最適地との説明が本議会、市民に対して行われてまいりましたが、この間の事業進捗にあわせ、予定地の地形・地質・地盤・インフラ設備等におきまして、重大な事実が明らかになりつつあります。これらの事実を明らかにする中から、予定地での新炉建設の是非を問いたいとこのように思います。

まず一つは、過去に実施された環境調査についてお尋ねをいたします。過去に環境調査を実施していると思いますが、何度実施し、それは何時であったか。そして主な実施目的は、何であったか、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 環境調査は、これまで3回実施しており、1回目は昭和53年から昭和54年にかけて、2回目は昭和59年から60年にかけて、3回目は平成3年から4年にかけて実施しております。これらの調査は、新ごみ処理施設の建設を進めるにあたり、事業に係る環境影響の把握をするため実施したものでございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） ただ今の答弁で、少なくとも過去に3回にわたり環境調査をしていることが明らかにされました。その中で、平成3年5月環境影響評価業務調査が行われておりますがその実施手続きについて、お尋ねをいたします。

平成3年に行われました調査の中で、土壌調査や地盤調査等、一部の調査が当時民間所有地でありました建設予定地内で実施されております。すなわち、当時の建設予定地は第三者の所有地であったもので、個人所有地に立ち入りして実施した環境影響評価業務調査の法的根拠、並びに

私有地立ち入りによる現地調査の実施に向けた、当時の地主との協定等手続きについて、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 法的根拠につきましては、大阪府環境影響評価要綱に基づき実施したものでございます。また、地主との協定等の手続きにつきましては、当然了承を得て調査を実施したと思料されますが、協定等の書類につきましては、確認できてございません。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今のご答弁をお聞きいただいておりますが、当時、私有地に立ち入り調査をしておきながら、そのことを立証する関係書類が残っておらないと、私はですね、行政手続きとしては信じられない思いであります。

そして次にありますが、昭和54年環境影響評価が行われておりますが、その調査結果について、お尋ねをいたします。

建設予定地決定直後の昭和54年3月に行われた環境調査、河川水質の予測調査の結果、汚水の影響予測結果が出ております。河川の自浄作用を無視いたしますと、鉛と水銀において環境基準を充たさないとの結果が示されております。この調査結果の評価についてお尋ねをいたします。

そして、現時点における認識についても、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 基本計画（素案）では、無放流循環システムを採用する予定でございます。河川へは放流しないこととしてございます。

ご質問の昭和54年当時の環境影響調査では、ごみ処理施設の汚水は、いわゆる河川、天野川への放流すると仮定して、当時の他市施設の汚水組成を元に予測計算した結果、環境基準を満足しないことが判明したことから、汚水については、ごみ処理施設内で循環利用することとし、河川には放流しないとの考え方でございました。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まああのね、私、お尋ねしてるのは評価をお尋ねしてるんでね、検討違いの答弁は困るんですけども。なぜ鉛・水銀という有害物質の基準を充たさない結果となったと考えるか、とその評価をお尋ねしたんです。もっと言えば、他市の施設の汚水組成をもとに予測計算した結果が、基準を充たさないということになれば、予定地の土壌等から判断して、平成3年当時には、もっと厳しい判断が必要ではなかったのかという思いで聞いたんです。

ところで、最も大切な調査となりました、平成3年5月の環境影響評価業務調査の結果についてお尋ねをいたします。この時の土壌調査、地盤調査の結果について、重金属等の有害物質は検

出されたのか。その種類、検出数値について、お尋ねをいたします。

また、地盤調査の実施方法、盛土層の地表からの距離、盛土層の推定量についても、お尋ねをいたします。そして、その盛土層の中から確認された産業廃棄物の種類と分布状況について、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 土壤汚染対策法施行以前に調査されたもので、土壤汚染対策法に定められた検査方法とは異なり、廃棄物受入基準に基づく土壤調査として、3 地点で行ったものでございます。鉛で3ヶ所 0.02 から 0.04 mg/l、砒素で1ヶ所 0.02 mg/l、総水銀で1ヶ所 0.008 mg/lの結果でございました。

また、地盤調査の実施方法につきましては、表面波探査法であるレイリー波探査とボーリング調査であり、施設建設を予定している上段部分での調査結果は、地表面から 8m から 9m 程度に盛土層が存在し、その量は約 14 万 5000 m<sup>3</sup> と推定されます。盛土層の中には石炭がら、栗石、レンガ片、アスファルト片、木片、ビニール袋、針金、タイヤ片の混入が、一部で確認されていますが、どの範囲で埋められているのか、分布については不明でありますので、今後環境アセスメント調査を実施する時期に併せまして、詳細な土壤調査を行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 私も専門家ではございませんので、この数値に対してはある意味鈍感な部分もあるわけですが、今の答弁ね、大きな間違いあったんお気づきになってます。総水銀で1ヶ所 0.008 mg とおっしゃったけども、これ無茶苦茶出てるんですよ、それでしたら。それ正しいんですかそれ。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 申し訳ございません。総水銀で1ヶ所 0.0008 でございました。申し訳ございません。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） まあ実はですね、このように非常に微妙な数値なんですね。ですから有害物質に対してですね、我々ももっと神経質にならなければならないと、このように思うわけがあります。がしかし、ただ今の答弁で、平成3年5月の調査結果が初めて公にされたとこのように思うわけでありまして。有害化学物質、鉛・砒素・総水銀3物質の土壤汚染の実態、これはすべて基準値をオーバーしとるわけでありまして。

そして 14 万 5000 m<sup>3</sup> に及ぶ大量の盛土層の確認が、平成3年当時になされていたという事実と

更に加えるならば、その事実を全くこの間公表してこなかったという事実であります。そして今も詳細は不明であり、今後土壌調査が必要であるということもお認めになる答弁がございました。

そこでお尋ねをいたしますが、当時、有害物質、産業廃棄物等確認をしたときの適正な除去指導について、お伺いいたします。

平成3年の環境調査において、基準値を超える有害物質を検出し、大量の産業廃棄物を含む埋土層を確認しながら、今まで放置してきた、この責任は重大であります。少なくとも、当時、個人所有の土地から有害化学物質を検出し、なおかつ、産業廃棄物を確認したのであれば、行政として適正に除去するよう指導するのが、ありようではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成4年3月の調査は、廃棄物基準の測定方法により調査されたものでございます。この結果をもって、土壌汚染の有無を判断できるものではないところでございます。

また、土壌汚染対策法、これは平成15年2月に施行された部分でございますが、この土壌汚染対策法は未制定でありましたので、土壌汚染という認識からの行政指導について、一般的ではなかったか、と思料いたしてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 一般的に思料されたんでは困るんですね。当時、地域住民から、新炉建設による水銀やダイオキシン類の被害が出る恐れが指摘されておりました。土壌汚染対策の観点のみならず、住民不安に誠実に答える意味からの対応が必要ではなかったかと私は思うわけであります。

施設整備後の話ではなく、施設整備以前に有害物質が検出されている事実を目を瞑る行政手法がはたして許されるのでしょうか。有害物質や廃棄物があるはずのない土砂採取跡地から、なぜ大量の廃棄物の投棄や有害物質が確認されたのか。あるはずのないものがあつたのでありますから、除去を指導するのは当然のことではないか、とこのように申し上げておるわけであります。

当時の調査は、廃棄物基準であつて土壌汚染対策法上の有害化学物質基準でないとの、ただ今のご答弁でしたが、少なくとも基準を上回る有害化学物質が検出されていたという事実、このことは紛れもない事実であります。しっかりと受け止めておくべきだったと思うわけであります。

そこで、当時の土砂採取時の大阪府との協定の遵守と開発行為規制のあり方の確認について、お尋ねをいたします。

法規制を受けた土砂採取場跡地だから問題はない。今までこのように説明をされてきました。しかし、この環境調査で既に破綻していたのではないのでしょうか。当時、大阪府知事と土砂採取

業者間の自然環境の保全と回復に関する協定はどのように結ばれ、その協定の遵守について、どのような確認手続きが行われたと、このように承知しているか、お尋ねをいたします。

土砂採取地であり、廃棄物の埋設の認識はなかったとの説明は成り立ちません。平成3年の調査で大量の廃棄物の埋設を市及び組合は確認していたのでありますから、当然にも確認義務があると私は思うわけであります。新炉建設予定地に決定していた経過を踏まえるならば、この事実の重大性を踏まえ、地権者、地主に対して、法に基づく適切な対応、すなわち産業廃棄物の撤去、並びに有害物質に汚染された土壌の除去を指導するのが、行政の役割ではなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 大阪府と土砂採取業者間に自然環境の保全と回復に関する協定が締結されていたかどうかにつきましては、調べた範囲では当時の資料もなく承知してございません。

また、先ほどもご答弁いたしましたとおり、土壤汚染対策法が未制定であったことから、土壤汚染という認識からの行政指導はなかったものではないか、と思料いたしてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 協定ですね、締結について、当時の資料もなく承知していないとはとても納得は出来ません。承知していないどころか、立地選定報告書には、土砂採取に協定締結が必要であり、だから心配ないと書いてるじゃないですか。行政手続きとして、確認もせず、思い込みで判断されたものであるとするなら、極めて遺憾というしか言いようがありません。

また答弁は、土壤汚染という認識からの行政指導はなかったのではないかなどと、第三者的な立場にたったもの言いでございますが、そもそも調査の主体は四交組合であり、その責任は四交組合にあったのではないですか。このような姿勢が、今日抱えておる問題点を引き起こしておると、大いに反省をしていただきたいと、このように思うわけであります。

その上で、私は用地買収そのものが、前提となった調査ではなかったかと思うわけであります。

平成6年四交組合第1回定例会での某議員の質疑の中で、このような発言がございます。「早くから用地を確保しながら、この用地がなんら手をつけられておらない。所有者にしてみれば、一体どないなってますねんという話を我々も聞くわけで、お気の毒な話でうんぬんかんぬん」、そして続けて「もしあそこで建たなんたら他のものを建てる、環境の良いものを建てるから、とにかく今は放ってあるこの所有者の長い間の苦難を考えたら、どうしてもこれ買収をしなければならんと」との発言がございます。要約すれば、余りにも時間がたった。新炉が建つ建たんは別に用地買収を進めてはどうか、との趣旨の発言が議事録に残っておるわけであります。

また、平成8年四交組合議会第1回定例会終了後の議会全員協議会での当時の翁局長の報告の

中で、「他に売却された場合、取得が困難になる恐れがあること。新炉建設問題の打開策の一つとなること。等からこの際計画用地の先行取得を行う。」との発言がございます。これらの発言、報告をもとに判断をいたしますと、当時、買収を前提とした調査であったため、有害物質の検出や埋蔵廃棄物の確認について隠すことになったのではないかとの疑念を私は抱きます。当時の市関係者は、重大な問題を抱えた土地であることを確認しながら、適切な対策を講じることなく、住民合意を取り付けることもなく、また2市の市民に対し説明することもなく、将来展望のない中で拙速に先行取得に走ったもので、この責任は私は大きく思うわけですが、いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 当該事業計画地につきましては、土砂採取跡地の荒廃地の緑化回復などを図れるとともに、新炉建設問題の一助として、計画用地の先行取得を行ったものであると考えられます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 本当残念なんですよ。相変わらず、説得力のない主張をね、繰り返すということは止めていただきたい。緑地回復が図れるなどという前に、結果として、法に抵触する恐れがあることを、承知しながらの先行取得であったということを認めるべきではないですか。改めていかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 当時は、行き詰るこの新炉建設問題の建設をしたいという強い思いの中から、先行取得したものであるかと思料しているところでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 土砂採取跡地ですね、荒廃地の緑化回復の前に、土壌汚染対策を講じるべきであったことは、これは明白であります。過去の環境影響調査結果が示しておるといいます。今の時点で言えますことは、先行取得が事態打開になるどころか、新たな火種を抱えることになったのではないのでしょうか。もっと事実、現実を直視していただきたい。先ほど詳細な調査が必要と答弁されたばかりではないですか。

次に、この調査結果の隠匿との関係においてお尋ねをいたします。

平成5年2月の10日付けで田原台4自治会から質問書が出ております。一丁目、四丁目、五丁目、パークヒルズくすのき坂の4自治会は、4項目の質問の中で、その4番目に「過去に行われた環境アセスメントのデータを公開してください。」と回答を求めています。市は、昭和54年3月、昭和60年10月に続き、平成3年5月には、新ごみ処理施設建設予定地に関し、諸法令及び通達等に基づく関係法規に基づき、四條畷市交野市ごみ焼却場環境影響評価業務を1010万

4300 円を投じ委託実施し、騒音・振動・交通量・大気質・土壌土質・景観・悪臭・動植物・地盤それぞれ各項目について詳細なデーターを入手、確認をしております。にも関わらず、それらのデーターを開示することなく、大阪府環境影響評価要綱に基づく環境アセスメントは予定地で調査し、予測評価を行うこととなっております、と回答をしております。先ほどの答弁と若干矛盾する回答をしておるわけであります。

この回答は、明らかに昭和 54 年、昭和 60 年、平成 3 年の調査結果を隠匿したもので、市民に対する私は背信行為であるとおのうに思うわけであります。環境調査データーを求めた住民に対し、要綱に基づく調査は実施していないとして、先ほどの答弁では要綱に基づいて実施したと答弁なさったわけでありますが、データーを公開しなかったことは、まさに詭弁であります。

結果として、有害化学物質の検出や大量の埋土層の実態を隠蔽する意図で、データーの開示を拒否したと考えられます。私は行政のありようとして極めて問題があるとおのうに思います。問題の土地であることを隠蔽し、買収ありきの判断が既にあったことを窺わせる行動ではなかったかと私は考えますが、いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成 5 年 2 月 10 日付けの自治会からの質問に関しまして、平成 5 年 5 月の 27 日に四條畷市長名で、「環境アセスメントのデーターについては、大阪府環境影響評価要綱に基づいて実施し、その結果について公開してまいりたいと考えております。」と回答しております。

大阪府環境影響評価要綱では、環境調査・予測・評価の結果をまとめた準備書について、縦覧や説明会等の公開の手続きが規定されており、この手続きに従って公開する予定であったと思料されております。

その後、新炉建設事業が進展せず、要綱に基づくこれらの公開の手続きに入れなまま経過したため、データーの公開が行えなかったのではなかったかと思料しておるところでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 扇谷議員、まだまだ続きます。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 続きます。

1. 議長（坂野光雄君） 清掃施設組合に関する問題とそれと両市に関する問題と、ちょっと分けて、ちょっと検討してもらえます。ここ施設組合ですので、それに関係するところで、四條畷に関する問題は、四條畷のまた議会の方で取り上げてもらえればと思っておりますので、そこら検討しながら質問をお願いします。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） まあ、議長の一定の判断していただいたら結構やと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 住民のですね、切実な要望、心配にですね、誠実に答える行政の姿とは私は程遠い答弁だと愕然といたしました。公開する予定が出来ずじまいなどと、無責任な答弁は聞きたくありません。迷惑施設建設において、地域住民の理解を得ることがいかに重要か全く理解されてない。そのような行政手法に私は怒りを越え、失望さえ感じます。

そして、立地選定報告書の検証について、お尋ねをいたします。

立地選定の前提条件として、複数候補地からの選定との位置づけが明記されております。そして報告書の第 6 章ごみ焼却場建設候補地選定評価基準の焼却場の望ましい位置として、施設建設が可能な地形、地質、地盤であることを明記しながら、候補地選定基準の評価項目からこの地形、地質、地盤を除外しております。これはなぜでしょうか。

また、同報告書第 8 章ごみ焼却場建設予定地として、抽出された私市地区の周辺の状況の法規制の項目の中で、候補地は既に樹木が伐採され、裸地となっており、ごみ焼却場建設に当たっては、樹木伐採、土石採取等は全く行われぬ。ただ、建設に必要な地ならしが行われるのみである。従って、現況の自然環境を破壊することは全くない。とこのように明記をしております。

有害物質の検出、大量の埋土層の確認は、現況そのものが自然破壊の危険性のある、また当然にも除去なり土壌の総入れ替えが必要な用地であることが明らかであったわけでした、そのような現況を知りながら、地ならしが行われるのみと結論付け、結果として、あの交野市磐船地区が最適地と評価したこの選定手続き自体に、私は瑕疵があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

1. 議 長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 地質、地盤については、すべての候補地でのボーリング等の調査を実施する必要があることから評価項目に採用されなかったと史料されます。

また、地形的な条件は、標高という項目や幹線に連絡するごみ輸送道路、いわゆるアクセス道路の建設距離などで評価しております。

建設予定地は土砂採取の跡地であることから、樹木伐採などの自然環境をこれ以上破壊しないとの趣旨の記載であると考えられますが、地ならしが行われるのみとの表現は、少し強調しているものであるかもわからないと考えてございます。以上でございます。

1. 議 長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） まあ表現がね、少し強調されすぎたものというような答弁でしたけども、私は全く現状認識を踏まえたね、評価をしていなかったんではないかというふうに思います。

私は、この立地選定報告書は、事実誤認に基づく評価結果であり、法的瑕疵は明らかであることこのように考えております。そして、そのような立地選定報告書の評価結果を受けて、先ほどの

議会等のやり取りも含め、平成8年4月から平成10年3月の予定地先行取得手続きが進んだわけではありますが、そのことについて、お尋ねをいたします。

組合は、不適格地との自らの情報を持っておったわけでありまして、その情報を持ちながら、その事実を隠匿し、不適格地を最適地として先行取得手続きをしたことの罪は、私は少なからずあると思います。ある意味では、司直の手に委ねるべき問題ではないか、とさえ思うわけであります。

加えて、大量の建設残土や産業廃棄物の埋立、更には有害化学物質3物質の検出を前提とした用地買収について、少なくとも、汚染土壌の除去や不法投棄された廃棄物等の除去費用や最終処分費用、あるいは総入れ替え費用、原状回復費用等の負担を相手方に求めるべきが、本来の手続きであり、これらの費用を求めることなく買収した価格は、適正であったのか、との疑念が生まれてまいります。

当時の不動産鑑定評価書によりますと、対象不動産上に立木等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着しない土地、また現況は粗造成地との前提で鑑定評価されております。そもそもこの鑑定評価の前提条件が、事実と異なっていると考えるわけではありますが、いかがでしょうか。

結局、2社の鑑定評価を見ますと、1㎡あたり最も低い鑑定評価額が2万1900円、高い鑑定評価額が3万7400円で、実際の買収価格は、最安値は2万270円、最高値は2万8464円とこのようになっております。平成8年4月から平成10年3月にかけて、合計17億7100万円で6万5600㎡を買収し、1㎡あたり平均単価2万7000円となっておるわけであります。平成20年3月に行いました四條畷市の推定時価試算では、平均単価1㎡あたり1万5200円で、総額9億9950万円という結果が出ております。バブル崩壊後の比較的地価の落ち着いた状態で、今の試算時価の約1.8倍の高値で買収したことになります。

加えて、有害物質の除去費用、廃棄物処分費用の負担がそこに加わります。果たして、買収価格は適正であったのか、大いに疑問が残ります。不適格地購入に関する政治的、道義的責任は勿論のこと、新たに明らかになった事実を踏まえた法的手続き上の瑕疵に基づく、不法行為責任もあるのではないかと考えますが、いかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 用地につきましては、両市の土地開発公社が不動産鑑定に基づき先行取得されたものであります。

鑑定評価のもととなった条件につきましては、ご指摘のように対象不動産上に立木等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着しない土地として評価したもので、以前の議会に

でもご回答申し上げましたとおり、当時バブル崩壊と言われ、土地の地価も下落していたが、予定地付近の大阪府の売買事例を参考に、鑑定書に基づき価格を決めたと聞いており、組合としても適正な価格であったものと認識してございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） まあね、この期に及んでね、適正な価格であったとは本当に残念な答弁です。何故、こういう状態が明らかになっていく中で、適正な価格などと言えるのか、私は残念でなりません。

皆さん考えていただきたい。誰が一体ですね、自分の家を建てる土地を買うとき、有害物質で土地が汚染されていたりですよ、ごみが埋まっていることを知っていて結構ですと購入するんでしょうか。

汚染土壌を除去させるか、若しくは原状回復費用を負担してもらい、きれいな土地にしてもらうことを条件に購入するのが、極自然な取引ではありませんか。過去の調査で土壌汚染、廃棄物の投棄の事実を知りながら、予定地付近の売買事例を参考にしたからなどとのですね、説明を鵜呑みにする行政が私はどこにあるのかと思います。答弁はとても納得のできるものではありません。

次にですね、この予定地周辺に関わる問題について、お尋ねをいたします。建設予定地の隣接地の土壌汚染問題についてであります。

民間ゴルフ場開発協議にあたり、建設予定地の東側生駒市内隣地について、過去に土壌汚染が発覚し、奈良県が除去指導に入っております。土壌汚染並びに産業廃棄物の不法投棄が広がっている範囲、予想埋立土量等について把握しておられるのでしょうか。

過去に実施された調査の具体的な内容、とりわけ土壌調査、水質調査の結果、法律で規制されている重金属等有害化学物質は検出されているのか。検出されているとしたら、その検出物質及び検出値について、お尋ねをいたします。

更に、建設予定地と隣接地への搬入業者の関係性があるのか。また、隣接する土地と建設予定地の地勢的な一体性についてどのような認識をしているのか、お尋ねをいたします。

加えて、奈良県は現地の状態をどのように認識し、かつ、どのような法律上の観点から除去指導しておると承知しておるのか、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 建設計画地の隣接地での土壌汚染、並びに産業廃棄物につきましては、範囲や埋立土量についての全容は不明であり、土壌調査の結果は、一部基準値を超えておりますが、池及び井戸の水質調査結果は、すべての調査地点で基準値を超えていないと聞いております。

計画地と隣接地の関係性につきましては、航空写真で見るところでは、運搬道路の存在が見受けられ、相互に往来ができたものではないかと推察されます。地勢上は連担した隣接地であるというふうに考えられます。

また、除去指導につきましては、汚染物質等の適切な対応を指導されていますが、所有権移転に伴いまして、現在係争中であるということから、進展していないというふうに聞いてございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 隣接地の土壌調査の結果ですね、一部基準値を超えているという答弁がございました。

その有害化学物質の種類はなんでしょうか。地勢上、連続性があるとの認識が、今答弁の中で示されたわけで、この点を看過することはできません。明快な答弁を求めます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 一部基準を超えておるということで、調査ポイントはたくさんございましたけども、シアンと砒素が環境基準値を超えていると聞いてございます。

現新炉の計画地につきましては、今後、土壌調査を行ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） これもね、たいへん重大な事実なんですね。地勢上、連担した隣接地から、ある意味では一体の土地という意味ですね。有害化学物質のシアン、砒素が検出されていたということが今明らかにされたわけでありまして。特にシアンは有害化学物質として検出されないということが原則となっている物質なんですね。これは重大な新しい事実であるというふうにまづ思います。

次に、今年着手なされた環境影響評価の進捗との関係について、お尋ねをいたします。

平成20年度から平成21年度にかけて環境アセスが始まりました。その中で、地域概況の把握作業が進んでおるというふうに聞いております。正式な環境影響の現況調査は今年、来年に向けてなされると聞いておるわけでありまして、土壌調査や水質調査が地域概況の把握の一環として行われ、その中間結果がこの3月に報告されたところのように聞いております。この調査の中で、重金属等の有害化学物質、あるいは大阪府生活環境の保全等に関する条例が調査対象物質とする国の特定有害25物質に、ダイオキシン類を加えた管理有害物質は検出されたのか、されなかったのか。土壌調査及び水質調査の結果、その検出されていた場合、その検出値についてもお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成 21 年 2 月に池及び水路の水質調査と池及び水路付近の土壌調査を実施しました。中間報告では、重金属等の有害物質につきましては、すべての項目について環境基準値を満たしております。ダイオキシン類につきましては、水質の環境基準 1pg-TEQ/l に対して池につきましては、0.059pg-TEQ/l、水路では 0.58pg-TEQ/l であり、土壌の環境基準 1000pg-TEQ/g に対してにつきましては、池付近で 12pg-TEQ/g、水路付近では 190pg-TEQ/g であり、環境基準値内でした。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） これもですね、今の答弁の中で、水路付近で 190pg-TEQ/g のダイオキシンが検出されたという答弁があったわけであります。確かに、指定基準値は 1000pg であります。

これは先進国のドイツなんかの例で見ますと 5pg 以下が目標値となっておりまして、100pg 超えてまいりますと住宅地は勿論、子供の遊び場、農地等ですね、調査が義務付けられておる値であります。

また、ちなみに本組合が過去に実施した府営清滝地区の土壌中のダイオキシン類の測定結果は、平成 14 年度から平成 19 年度にかけて一番低いのが 0.16pg、一番高いのが 2.4pg、ドイツ基準を下回ってるんですね、この近隣では。

ところが、検出された 190pg という結果は、たいへん、まあ安全宣言のできる値ではないということからですね、私は放置しておくのは問題があるのではないかとこういうふうに思うわけであります。近隣住民の安心、安全を考える時この事実を明らかにした上で、直ちに対策に乗り出す必要があると考えるわけでありますが、いかかでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほど答弁いたしました、ダイオキシン類の 190pg-TEQ/g という結果は、土壌の環境基準 1000pg-TEQ/g 以内であるものの、検出された事実でありますことから、実態を踏まえまして、計画地の土壌を、今後環境アセスメント調査を実施する時期に併せまして、詳細な土壌調査を行ってまいりたいと考えてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 今の答弁でですね、この数値が決して安全宣言できる状況ではない、認識が示されたと思います。地域住民の安心、安全を守る観点からは、答弁でもありましたが、直ちにですね、詳細な調査を実施して、詳しい実態をまず把握していただきたい。

住民としてはですね、本当に誰もがアレルギーを持つダイオキシン、そして同時にあるとするならば、実際身体に与える影響があるであろうこのダイオキシンをですね、一定の値で検出しな

から放置している現状を私は残念に思います。

次に、この予定地の土地の履歴についてお尋ねをいたします。この間ご質問を申し上げました。そして様々な答弁をいただきました。そもそも土砂採取跡地から出るのはない有害物質やダイオキシンが検出されておると、これは今まで組合が説明をしてきた内容とは相容れず、結果として、大量の建設残土や産業廃棄物の埋設行為に基づくものであるだろうということは十分予測できるわけであります。大阪府生活環境の保全等に関する条例はですね、3000 m<sup>2</sup>以上の敷地での土地の形質変更時の調査において、知事への報告義務、そして調査をした上で、その結果を更に知事に報告する義務を課しております。

また同時に、同条例は土地の履歴調査は、原則として、概ね昭和 35 年頃まで遡ることとなっております。

この間この予定地の履歴調査をなさったと思うんです。建設予定地候補地ですね、前提条件となった土砂採取は何時頃から何時頃まで行われていたのでしょうか。

また、土砂採取が終わり、その後建設残土や廃棄物が持ち込まれた時期は、何時頃から何時頃まででしょうか。特に、平成 8 年土地開発公社の先行取得開始以降、建設残土や廃棄物の持込の事実があったのか、なかったのか。

更に、建設残土や廃棄物以外に、例えば産業廃棄物等の焼却灰の持込はあったのか、なかったのかお尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 履歴のことですけれども、航空写真を見ますと、昭和 46 年ではまだ土砂採取は行われておらないという状況です。昭和 49 年では、土砂採取が行われていることが航空写真で見受けられます。また、昭和 54 年では、行為地に草が生えておるという形でございまして、その間に建設残土が持ち込まれていたものと思われま。

また、産業廃棄物の焼却灰につきましては、過去に持ち込まれたかどうかというのは不明でございます。土地開発公社の先行取得後には、入口が施錠されてございました。管理されているところから、持込の事実はないものと判断してございますので、よろしく願いいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 平成 8 年以降ですね、持込の事実はないものと判断しているという答弁ですけども、それ間違いないんでしょうかね。両市の土地開発公社にですね、土地所有権移転後、そのようなことがあれば、また全く別次元の問題が浮上するわけでありま。また、許されるものではございません。もうこれ以上問いませんけれども、この点については、改めて調査を要望しておきます。

そして私は、問題は更に広がったと思います。いわゆる産業廃棄物等の焼却灰の搬入については、不明との答弁であります。私の元に持ち込まれたとの伝聞情報が届いております。仮に事実とすれば、土壌汚染の観点からは、有害化学物質の汚染の危険度が更に深まることとなります。私は何よりも早く土壌調査を急いでいただきたい、このように思うわけであります。

次に、交野市磐船地区の井戸水調査の実施について、お尋ねする予定でありましたが、これは割愛をいたします。

次に、環境影響アセスと都市計画決定手続きに関する大阪府との事前協議の進捗について、お尋ねをいたします。

環境影響評価、都市計画決定、それぞれの手続きに大阪府との事前協議が必要であり、過去に環境影響評価については、既に終わっておるといふふうにお聞きしております。そして、都市計画決定手続きについては、この12月の整備基本計画策定にあわせ、事前協議が進んでおるとこのように承知をしております。

平成4年当時の廃棄物処理施設整備計画書の提出について、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知が出ております。都道府県審査の判断基準として、一つ建設予定地が確定又は確保されていること。二つ都市計画決定が行われていること。三つ関係住民の了解が得られていること。が明記されております。大阪府との事前協議において、一つは、地元合意を含め広域調整が整うこと。二つ目は、候補地の選定手続きに客観的根拠があること。が都市計画手続きを進める上で、前提条件になるとお聞きをいたしました。都市計画決定手続きにおける大阪府との事前協議は今一体どのように進んでいるのか。

また、諸条件からストップしているのか。進捗状況について、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 都市計画決定手続きに係る大阪府との調整につきましては、都市計画（素案）の提出に必要な図書や立地選定の考え方に関して、協議を行っておるところでございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私はですね、順調に進んでいるんですか、それとも課題が多いのですかと聞いているんです。いかがですか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 先ほどもご答弁いたしましたが、先般、調整が行われたばかりでございます。今後手続きを進めていこうという段階でございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 下田原等ですね、地元合意手続きが未だにできてない。更に加えて、隣接奈良県生駒市住民からの白紙撤回要望がですね、大阪府に提出されるなど、決して事前協議を進めるにあたっていい材料が揃っておるわけでないわけでありまして、そしてここにきてですね、先ほどからお尋ねしているような状況が生まれてくる中で、私は順調に進んでいるとは思えないから聞いたわけでありまして、調整があるということであれば、それはそれで結構です。

そこで具体的にですね、この予定地における産業廃棄物、有害化学物質問題が都市計画決定手続きに与える影響についてお尋ねをいたします。

建設予定地の隣地である奈良県生駒市における産業廃棄物の不法投棄や有害物質の検出を踏まえた奈良県の対応ですね、これを踏まえ、この間明らかになってきた建設予定地における産業廃棄物の不法投棄、埋設や有害化学物質の検出、更には先ほど答弁で明らかになりました、ダイオキシン類の検出、そして9月30日に行われたと聞いております、大阪府による交野市磐船地区における井戸水調査の結果ですね、一定水準の有害物質がそれぞれ上がってきておるとこういう状況を踏まえる中で、大阪府との都市計画決定手続き等における私は事前協議に何らかの影響が出てくると思うんですね。その中で、特に廃棄物清掃法対策、土壌汚染対策法対策、この両面から、大阪府にどのような指導を受け、また大阪府から、どのような方針が示されておるのか、お尋ねをいたします。

1. 議 長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 事業を進めていく上での手続きにおきまして、都市計画決定につきましては、その事業の位置及び区域を定めるものでございまして、環境影響評価は、環境面からその事業が実施できるかどうかを判断するものでございます。

また、埋土層対策は事業実施段階において、法令に基づいて適切な措置を講ずるものとしております。それぞれの法体系に基づく判断がされておるところでございます。以上でございます。

1. 議 長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 私はですね、法体系に基づく判断がなされ、ある程度の方針が示されているのではないですか、とお尋ねをしているんです。

大阪府からはですね、廃棄物投棄の実態が明らかになれば、奈良県同様、一定の措置といたしますか、指導といたしますか、ある意味ではたいへん重い、厳しい指導を受けているのではないですか、とお尋ねをしているんです。いかがですか。

1. 議 長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 埋土層対策につきましては、土地の改変時に関係法令に基づいた調査を実施しまして、それに基づいた処理を講ずることが必要であるというふうに関

いてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 結局ですね、今奈良県は隣地で全量入れ替えというような指導をしてもらえるように聞いております。

大阪府もですね、今の答弁を聞いておりますと調査を実施した上ではありますが、同様のそれに基づいた処理を講ずるという大阪府から方針を示されておると。私は、こういった厳しい現実を直視し、行政や議会や市民が判断を誤ることのないようなですね、答弁をお願いしたい。

ごみのある上、また有害物質を含む土壌の上に、都市計画施設が建つはずがないことは、これは誰にでも想像できるわけであります。土壌汚染対策法が、一部改正され、都道府県レベルの権限強化が盛り込まれ、大阪府としても以前以上にですね、私は厳しい指導を行って来るとこのように考えるから聞いておるわけであります。一定そういう方向性が示されておるという答弁だったこのように思うわけであります。

次に、土壌汚染対策法、この現状と土壌汚染対策法、大阪府の条例との整合についてお尋ねをいたします。通告した内容をそのまま申し上げておりますとたいへん、まあその方が詳しくわかるんでありますが、時間の関係もありますんで、割愛をいたします。要は、土壌汚染対策法では、対策の実施、開始がこれが義務付けられます。大阪府の条例では、3000㎡以上の敷地の土地の地質変更、今回の場合が該当するわけでありますが、汚染の除去等の措置が行われます。若しくは土地の形質の変更の制限が、知事から行われるという権限が盛り込まれておるわけであります。

土壌汚染状況調査の具体的な方法も示されております。有害化学物質については、10mメッシュ1試料、ダイオキシンについては、30mメッシュ、5地点、1試料とこのように規定があり、厳格な調査が要求されてまいります。土壌汚染の実態や埋設廃棄物の実態を把握することは、今後の方針決定に大きく影響することとなります。最も急がなければならない作業だと私は思うわけであります。

今後の調査の実施時期、調査の方法、概算経費、財源確保策について、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 土壌調査につきましては、平成22年度の実施を予定しており、調査方法は、主に土壌汚染対策法に準拠した調査方法を考えてございます。

費用につきましては、一箇所約200万円は必要と思われ、例えば計画地での30mメッシュで調査を行うとすれば、約1億2000万円となります。なお、調査地点、測定物質、ボーリング本数等の詳細な内容につきましては、今後、府関係部局等と相談の上、決定してまいります。

また、その財源につきましては、全額両市の負担になるものと思っております。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 淡々にご答弁をいただきましたが、今まで全く説明のなかった新たな費用が、それも 1 億 2000 万円。私はこの答弁にびっくりをいたします。

しかし、この答弁にはまだ含みがあります。先ほども申し上げたように、大阪府の条例では、原則として 10m メッシュ、1 試料とこのように規定があるわけでありまして、仮に大阪府との協議の結果、10m メッシュの調査となれば、5.7ha で 570 箇所。1 億 2000 万円のご答弁が、一挙に 11 億 4000 万円に膨らむこととなりますが、この認識でよろしいですか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 30m メッシュで調査を行った結果、高い濃度が出た地点では、更に 10m メッシュの調査が必要でございます。仮に、議員ご指摘のように 570 箇所ということになれば、約 11 億 4000 万円の費用になるものと思われまます。

1. 議長（坂野光雄君） 10 番、扇谷議員。

1. 10 番議員（扇谷 昭君） 今日、今まで質疑を続けてまいりましたが、まず最初に出てきた数字がこれです。大阪府の条例に基づけば、もしかすれば 11 億円を超える調査費用が、新たに発生し、構成 2 市の負担になるとこういう答弁がございました。

私は、土壤汚染対策費用ではなく、実態把握のための調査費用にこれほど多額の費用が発生することになる。この費用は本来、一体誰が負担すべきかとの議論が、必要になるのではないかと思います。肝を据えて取り組んでいただきたい。これ強くお願いをしておきます。

そして、2 つ目の数字の話であります。汚染土壤の入れ替え改良工事、埋設廃棄物の除去処分費用試算について、お尋ねをいたします。これも通告ではかなり詳しく、私が集めた資料に基づいて試算経過等もご報告いたしましたが、これら割愛をいたします。

実は、東京都三鷹市ふじみ衛生組合で本年 3 月有害化学物質が出てまいりました。土壤改良工事を実施しております。ここでは六価クロム、ベンゼン、砒素等が出ております。2 箇所で工事がなされ、一箇所では土壤入れ替え量約 50 m<sup>3</sup>で、661 万 5000 円、もう一箇所では 6 区画ようするに 10m メッシュ 6 区画で土壤入れ替え量 2631 m<sup>3</sup>、そして建屋が建つ基礎部分の地耐力向上工事として地盤改良 1688 m<sup>3</sup>、これに実に 2 億 6282 万 5500 円が投入されております。

この三鷹市の事例では、汚染土壤の全量入れ替え工事に 1 m<sup>3</sup>あたり約 6 万円がかかった計算になります。仮に建設予定地の 14 万 5000 m<sup>3</sup>の埋土層の全量を掘り返し、入れ替えるとすれば 14 万 5000 m<sup>3</sup>の 6 万円で 87 億円。多額の費用が試算結果として出てくるわけです。

更に加えて、埋設廃棄物の選別・運搬・最終処分費用が加わります。1 m<sup>3</sup>あたり 1.8 トンと計算して 14 万 5000 m<sup>3</sup>の埋土層重量は 26 万 1000 トンと試算をされます。その約 10 分の 1 が廃棄物

と推挙いたしまして、2万6100トンの廃棄物処理が必要となるわけでありましたが、通常、産業廃棄物処理の費用単価は、トンあたり約10万円と言われておりますから、この費用が26億1000万円という試算結果が出ます。私の試算では、埋土層の総入れ替え改良工事と産業廃棄物の適正処理費用合計額として、この87億円と26億円で113億円の巨額に上ることになります。がしかし、盛土の下層部の花崗岩層が軟弱であるというふうな調査結果が出ておりますから、土壌汚染の浸透がこの花崗岩層にあれば、除去費用は更に拡大することになると思います。

当然ながら組合において、試算をしておられると思いますが、いかがですか。私の試算は絵に描いた餅でしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 仮にですね、土壌の汚染の程度が廃棄物基準内であり、かつ、対象土量をですね、建物の建築を予定しております敷地上段部分の土量の全量入れ替えが、必要となった場合の工事費の試算につきましてはですね、施設建設を予定している上段部分の過去のレイリー波による探査資料により、外部から運ばれたと思われまます埋め戻し土量は約14万5000m<sup>3</sup>と想定いたしており、その費用につきましては、先ほど申し上げました条件で、撤去費は45億8000万円程度、これ約でございます。土の搬入費で約7億6000万円程度でないかと試算をいたしてございます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私は本当に素人ではありますが、手に入れた情報の中で試算した結果がですね、まんざらではないという答弁が今なされました。

埋め戻しの撤去費用が約45億8000万円。それから新たな土の搬入費用が約7億6000万円。

更に加えて、私は産業廃棄物の処分費用も必要ではないかと考えますが、いずれにしても撤去費用、搬入費用合わせて約53億4000万円との今試算が示されたわけでありまして。

土壌調査費用の下限、先ほどのご答弁で1億2000万円、しかしもしかしたら11億になるかもわからんという話を別といたしましても、18億円の用地取得費の実に3倍の費用を投入して、適地に戻すとの試算結果であります。市民に説明できる金額とお考えでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） これはあくまで、上段部分の全土量の入替えを想定した試算でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） とても理解できないですね。最適地とこの間ずっと説明されてきた用地に、新たに、これは調査結果を待たなければならないわけでありまして、53億円を超える莫大な

経費、市民の税金を投入するなんてなことはですね、これは到底理解はできません。

そこで私はですね、10月20日現地調査に、私何度も入っているんですけども現地に。今回は、こういう状況を受け、改めて作業服に身を包んで、長靴を履いてですね、予定地に入ってきました。まあ約1時間30分入ったわけでありますが、当然私入ったといいますが、上を歩いてですね、表土を確認するだけでありますが、しかしながら、いたるところの表土から、今まで気づけて歩いてなかったものだから、わからなかったんですが、産業廃棄物が散見されるんです。当日私が歩きですね、確認できただけでもコンクリート片、これ上に転がってるわけです。浮いてきているんですね、鉄板、瓦片、波板片、パイプ片、それからレンコン畑から搬入されたと思われる軟弱な土、土管片がございました。私の目で見た限り、ボーリング調査を待つまでもなく、廃棄物の埋立は一目瞭然の状態でありました。新炉建設予定地敷地としての条件整備に、私は大きな課題を抱えることになったのだと思うんです。

私は、今進めているすべての手続きを一旦凍結し、直ちにボーリング調査、土壌汚染調査を実施し、予定地の地形・地質・地盤等の現状をつぶさに把握した上で、法規制クリアの諸条件を踏まえた最終判断をする必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

私は四條畷市、交野市に残された時間はあまりにも少ないと思うわけであります。私はこの間、最適地と称し突っ込んだ客観的評価、検証作業をしてこなかった行政の怠慢が、今誰もが想像もしなかった難題に直面する結果を生んでおるのではないかとこのように思うわけでありますが、いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどご答弁させていただきましたが、今後、環境アセスメント調査の時期に併せまして、詳細な土壌調査を実施してまいりたい。その結果を踏まえまして、両市等と協議して、適切に対応してまいりたいとこのように考えてございます。

1. 議長（坂野光雄君） まだ、だいぶあります。

1. 10番議員（扇谷 昭君） もう少し。

1. 議長（坂野光雄君） 他の議員さんもおられますので、後の基本計画のところでも関連するものがあつたら。

1. 10番議員（扇谷 昭君） それは、割愛します。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 本当に申し訳ありません。ただですね、今回のこの質疑につきましては、私は以前から申し上げてまいりました。私も勿論、政治の一旦を担う議員でございますから、構成両市が置かれてる環境よくわかっております。新炉建設がいかに大切であるか。

しかし、この間ですね、今までお聞きいただいた状況の中で、いかにこの予定地が、現実的な検討作業がされない中で、この間の手続きが進んできたかということ、私は議会の中でも明らかにし、そして市民にも明らかにしていただく中で、法に基づいたですね、適正な判断をしていただきたいという立場から実は多くの時間をいただいて質疑をさせていただいております。どうか議員の皆様にもご理解をいただきまして、あともう少しで終わりますので、お時間をいただきたいと思いますこのように思います。

私は、この目で現地を見てまいりましたし、その後他の議員さんも行かれたというふうにも聞いております。今のような状況がですね、たいへん重い課題を抱えることになったなということ、を想像しながら帰ってまいりました。

私はであるからこそ、直ちに土壌調査を実施して、一日も早く最終判断をすることが必要ではないかと申し上げておるんです。平成3年当時の立地選定評価を補完し、立地選定手続きの是非を明らかにするために、実施するとなると私は実施主体はどこになるのかということも含めですね、真剣に検討していただきたい。そしていずれにしても、対応を先延ばしし、取り返しのつかない事態を招くことは、避けていただきたいと強くお願いしたいわけでありまして。なぜならば、この間あまりにも問題先送りしてきたつけを今我々、そしてそこにおられる理事者の皆さんもですね、今、味わっておられるわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、これは確認のための質問を2点ばかりさせていただきます。

まず1点はですね、平成8年3月29日締結の覚書の取扱いについてであります。この覚書の中で、第3項で「この覚書に基づき取得した建設予定地について、新焼却炉建設用地として利用しない部分については、交野市が四條畷市所有分を簿価で引き取るものとする。」とこのような約束が交わされております。

私は、今までのご説明で行けばですね、24年度にこの開発区域を後ほどご説明があるわけですが、5.7ha 組合として買い戻すということになるという説明を受けておりますが、すると残る部分については、簿価はいくらになるのか。そしてその買い戻す時期は24年度かということについて、お尋ねをしたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 両市の土地開発公社から買い戻す時期につきましては、平成24年度を予定してございます。その時の簿価につきましては、平成20年度簿価額より試算したところ、開発区域に当たっては、約18億3090万円、残りは約4億115万円となります。

今後両市において協議されて、それに係る協議についてはなされるものと考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） そしたらですね、この開発区域については、それぞれ組合同規約第11条第2項の負担割合で負担するということになると思います。残る4億115万円の用地については、持分100分の60の交野市分は交野市がそのまま引き取り、四條畷市所有分の100分の40、簿価とすれば約1億6046万円は交野市が四條畷市から買い取ると、私は理解をしておりますが、この認識であっていますか。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどもご答弁いたしました。覚書に基づきまして、今後両市において協議されるものと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたしますと存じます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 覚書に基づいてですね、適切に処理されることを強く要望しておきます。そしてもう1点、お尋ねをしておきたいと思います。

この間の質疑の中で、今後たいへん重い判断をなさることになるというふうに、私は思っております。仮に建設予定地での施設整備が、断念せざるを得ないと、万が一にもそういうことになった場合の措置について、お尋ねをいたします。

この場合、この予定地そのものが新炉整備用地として、不要地になるということになれば、この覚書によれば、利用しないということに該当するわけでありますから、すべての用地について交野市が引き取ることになるのか、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現計画地でのですね、新施設の建設断念につきましては、到底断念は考えられないというふうに考えてございます。実現していかなければならないと考えてございまして、ご理解をお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 私はですね、新施設の建設断念を聞いているのではないんです。現予定地での建設断念となった場合の、現予定地に対する対処策について、お尋ねをしてるんです。もう一度、答弁を求めます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 両市で交わされたこの覚書につきましては、建設予定地で施設整備を断念となった場合を想定したものではないと聞き及んでございます。仮に、そのような事態になった場合につきましては、先ほどもご答弁を申し上げましたように両市で協議され、判断されることとと考えてございまして、よろしく申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） そういうことだろうと思います。両市で協議しですね、判断されることになると思うんですが、私は立地選定手続き上の瑕疵等十分精査をなされた上で、構成両市の市民に十分説明責任の果たせる適切な対応措置が講じられるよう強く要望しておきます。

そして最後の質問をさせていただきます。

私は、建設予定地での計画どおりの新炉建設の実現は極めて厳しくなったと考えております。少なくともこの間隠し続けてきた地質や地盤等に関する情報を十分精査し、土壌調査やボーリング調査によって予定地の状態をしっかりと把握した上で、判断することが必要だろうというふうに思います。

しかし、迷惑施設建設にとって致命傷とも言える地域住民へのこの間の不誠実行為による住民の不信は、いくらお金をつぎ込んで原状回復を図っても取り返すことはできないとこのように思います。また、そのような愚に愚を重ねるような経費支出を市民は許さないでしょうから。

今、急ぐべきは、建設予定地の事後対策であり、2市が抱える現炉の状態に対処する今後の方針の策定ではないかと思うわけであります。私は、建設予定地での新炉建設を断念せざるを得ない場合、原則として、どのような対応をとることになるのか、管理者、副管理者にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1. 議長（坂野光雄君） 田中管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 議員から多岐に渡るご質問をいただきましたが、新ごみ処理施設の建設につきましては、30年以上の経過があり、その間市長や組合管理者が代わり、紆余曲折の中で定かでない部分もありますが、その場において組織として適正に事務処理が行われ、市長及び組合管理者で適切に判断したものであります。今後、近隣住民の皆様のご理解、ご協力を得ながら新炉建設計画地においてあくまで法を遵守しながら、安全で安定的な、新ごみ処理施設の建設に向けて進んでまいりますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 10番、扇谷議員。

1. 10番議員（扇谷 昭君） 今ですね、ちょっと私が想定外の答弁なされたので、質疑がやりにくくなったんですけども、私はですね、この間明らかになった状況から申し上げましてね、当然にも土壌調査結果を待たなければいけませんけども、最悪のケースを想定する必要がある。そういうことでお尋ねをしたんです。現時点では今管理者がおっしゃったように、調査を待つしかないとの判断については理解をいたしますが、しかし、調査結果によっては、私はこの確率がたいへん高いと考えていますが、現予定地での新施設整備を断念、中止せざるを得ない、判断をしなければならぬ、ということが想定される。その際の対応策についてお伺いをしてるんです。私は現

炉の状態からすれば、これ以上の問題先送りは許されない。瀬戸際にたっており、腹をくくった政治的決断も必要ではないかこのように申し上げておるわけでありませぬ。

今日の質疑を通じてですね、様々な事実が明らかになりました。平成3年当時の立地選定手続きがその根拠を失い、詳細な土壌調査を実施しなければ適切な対応策が見出せないとしながら、過去の手続きは適切に判断したものであり、今後も法を遵守しながら施設整備を進めるとの答弁には残念でなりません。

私は法を遵守し、新炉整備を進める上で、土壌調査が欠かせないと訴えておるわけでありまして、その調査結果は、たいへん厳しいものになるのではないかと申し上げておるのであります。

私も新炉建設を断念せよと申し上げているのではありません。土壌調査等の結果、現予定地での建設を断念しなければならないとき、新ごみ処理施設整備について、次の策がいるのではないですかと、また急ぐべきではないですかこのように申し上げておるわけでありませぬ。

建設予定地は、最適地であるといいながら、法規制等に真摯に取り組んでこなかったつけ、そして、また先人の犯した過ちに気づかなかつたつけは余りにも大きいと私は思います。

現実問題、現予定地の法規制クリアは幾重もの課題を抱え、詳細な土壌調査を待たなければ断定はできませんが、新炉建設は極めて厳しくなつたと判断します。この上は二の策として、交野市磐船地区に代わる新たな候補地の選定に、直ちに着手すべきであり、このことについては、交野市におかれまして、迅速な対応を求めたいと思います。

現炉の状況から判断して、構成2市に残された時間はあまりにも少なく、一日も早く新たな方針のもとで、新ごみ処理施設整備推進の再構築を進めていただきたい。と同時に、答弁では環境影響評価事業と同時にとのことでしたが、建設予定地で直ちにボーリング調査、土壌調査を実施し、現状を正確に把握した上で、投棄された産業廃棄物の除去、有害物質に汚染された土壌の入れ替え、改良工事を実施し、地域周辺住民に対する安全の確保に努めていただきたい。

以上2点強く要望し、たいへん時間を頂戴し、申し訳ありませんでしたが、大切な質疑と思ひ、時間をいただきました。ありがとうございました。

1. 議 長（坂野光雄君） 中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） ただ今、いろいろとご意見をいただきました。私どもは、現予定地で何としても、新たなごみ処理場建設推進に向かって取り組んでまいりたいと思っております。

交野で新しい土地を選定せよというご意見でございますが、今、そのようなことを考えている猶予はございません。議員皆様方におかれまして、新炉建設に一層のご支援、ご理解をよろしく賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（坂野光雄君） 他に、質疑はございませんか。5番、中上議員。

1. 5 番議員（中上さち子君） 3 点ほど。まず、両市のごみ搬入量と一人当たりのごみ排出量の差が広がっているということで、その理由についてと差が広がっていることについてどう考えておられるのかと、2 点目は廃プラスチック事業は北河内 4 市で取り組まれているわけですが、この清掃組合に廃プラが持ち込まれる分が減ったということで、当組合の経費面においてはどのような効果があったのかということと、3 点目は清掃施設組合での委託料、使用料及び賃借料、工事請負費などですよね、この契約状況が随意か入札かの中身について、お尋ねをいたします。その件数とその割合について教えてください。

1. 議 長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） まず、あの 1 点目のごみの減ってる差ということでございますけれども、各市それぞれ一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づきまして、減量化の方の推進をされておるということで、ごみが減ってきておるのではないかと。

それと平成 19 年と 20 年度を比べますと約 2500 トンほど下がっております。これにつきましては、平成 20 年 2 月から廃プラスチックのごみが 4 市リサイクルの方に持ち込まれるということなので、この部分につきましては、平成 20 年度といたしまして、約 1570 トンほど減量となっておりますということでございます。

2 点目のその廃プラスチックが、4 市の方に持ち込まれるということになっての経費面ですね、この辺につきましては、廃プラスチックだけではちょっと分析というのは困難でございますけれども、ごみの全体の搬入量が減少したことに伴いまして、経費面といたしましては、19 年度と 20 年度と比較いたしますと、水道代あるいは電気代、また公害薬品等の使用料が減少いたしましたその分に伴う費用ですね、それと焼却残渣の搬送や処分に係る委託料等が減少するという効果が出ておるとこのように認識してございます。

それと 3 点目の主な工事、あるいは委託契約の随意契約と入札の割合ということでございますけれども、実績報告書の 54 ページから 56 ページに記載しております件数につきましては、これ衛生の方になるんですけれども、その分につきましては、32 件ございます。この内随意契約が 30 件、入札による契約が 2 件ということで、その割合につきましては、随意契約が全体の 93.75%、また入札による契約が 6.25%ということになってございます。以上でございます。

1. 議 長（坂野光雄君） 5 番、中上議員。

1. 5 番議員（中上さち子君） 一つ目のごみの搬入量及び一人当たりの排出量というのは、四條畷市と交野市のこの量についてをお聞きをしたわけですよね、実績報告書の 18 ページを見ましてもこの中でごみの搬入量が書かれておまして、ごみの減量化、取り組みがね、本当に進んでおまして減ってはいるんですが、私はこの数字をちょっといろいろ調べまして、両市合わせて 19

年度と20年度を比較しますと7.3%の減ということで、そのうち四條畷市では6.53%の減と、交野市では8.06%の減となっております。更に、18年度と20年度を比べますと、両市では12.46%の減、四條畷市では9.12%の減、交野市では15%の減ということで減量の取り組みにも差が開いております。

更に、19ページのところです、年度別一人当たりのごみ排出量を見てもらいますと、16年17年この四條畷市と交野市、減ってきてはおりますが、その両市の差が更に広がってきておりますよね、例えば19年度四條畷市が719で交野市が655とこの差は64ですが、20年度につきましては四條畷市が672、交野市が600と72と更に広がっていておりますね。年を追うごとにこの両市の一人当たりのごみ量また搬入量が差が開いてきているということでね、このごみ減量化を進める上でね、それぞれの市に対し、組合として取り組みをどう具体的に求めていかれるのか、そういう考えはあるんでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） この四條畷市と交野市の差が大きく広がっておるということで、どのように組合として取り組まれていくかということでございますけれども、施設組合といたしましては、やはり減量化っていうのは進めていただきたいと思われませんが、やはりその減量化の具体的な取り組みにつきましては、それぞれ両市の方で取り組みがなされるものと思われまますので、このような取り組みをしていただきたいというような具体的なことにつきましては、なかなか施設組合の方から両市の方に具体策っていうものは、申し上げられないかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 要望としまして、やはり両市で運営している清掃施設組合ですからね、それぞれの市に任せてやっているとね、四條畷の方は事業委託ですかね、なされておられるということでね、比較的そのごみの中身が音がするというようなごみ量が多いとそういう話も私はちょっと聞いておるんですが、やはりね、そういうことからくるのかその辺わかりません分析していただければ、実際に一人当たりのごみ量も広がっているということでね、やはり清掃組合としてごみの減量化に取り組むのであれば、両市に対してその分析もされて、きっちりね求める、四條畷市、交野市に求めるということをしていただきたいと思えます。

2点目の廃プラのことですが、今水道代、電気代、薬品の減とか焼却残渣の委託の減少ということでは言われたんですが、この金額どれくらいですか。この削減額というのは。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） すいません。昨年度と比べてということでございますけれ

ども、今ちょっと具体的な数字でいうのは、今すぐに申し上げ、資料の方が持ち合わせてございませんので、具体的な数字につきましては、後ほど回答させていただくということで、ご理解いただけないでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 事前に経費等においてどのような効果があるかということでお聞きしておりましたのでね、それは当然用意していただいているものかなと思いましたが、まあ結構です後日いただきたいと思います。

実際、廃プラスチックは分別されまして、この炉の立ち上げですよね、助燃に関する重油この量は増えております。廃プラを別の施設で分別するようになりまして、こういう税金が使われているということもありますんでね、削減効果として税金の削減効果はあまりでてないのではないかなと思うんです。

一方、交野市では廃プラ施設に毎年4000万円負担しております。四條畷市さんはちょっと詳しい詳細持ち合わせておりませんが、両市の負担が増えるということはね、これは明らかです。廃プラの施設、この直接清掃組合とは関係ありませんが、今この問題では住民の皆さんの健康被害ということが出ておりますんでね、こういう施設に税金がいるということは見直すことも必要じゃないかなということで、この場では意見としてちょっと言わせてもらいます。

3点目の随意契約とその入札の問題なんですけど、入札が行われた業務は2件ということですが、どれとどれにあたりますか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 実績報告書で申しますと54ページの下から5段目になります、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務と、55ページの上の段から6段目の職員の血中ダイオキシン類の分析調査業務と、この2点でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 私19年度の決算でもこのことで、契約のことで質問させていただきました。そのときは、95%が50件ぐらいが随意契約ということだったんですが、本来ならば、この随意契約がたくさん行われている中で、一つひとつのその業務に対しましてね、その随意契約の理由を示されるべきではないかと考えておりますが、随意契約のその際の見積書ですかね、そういうものもちゃんと提出していただいてやっておられるのか。今後その随意契約にあたっては、その理由を示すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 随意契約の理由書、見積等は、いただいております。

今後、その実績報告等にですね、その理由書を載せればどうかということですが、ちょっとその辺につきましては、今後調査の方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 随意契約のその理由を示すべきだということは、それを反対に言えばどうして随意契約なのか、ということなんです。

以前、随意契約するにあたっての説明をお聞きしたときに、その性質、又は目的が競争入札に適しないものに適用する地方自治法162条第1項2号の規定によって随意契約をしたと、こういうことで書かれておるんですが、今回の随意契約32件ですね、これすべてがこれに該当するんですか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 施行令の第1項あるいは第2号にかかわる随意契約ということでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） その性質が地方自治法の162条の第1項の2号の規定に、この30件の業務委託及びいろんな使用料、賃借料ですね、これが当てはまるのかどうかということをお聞きしたんですが。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） すべてその第2号では、ございません。第1号の部分の物もございませぬ。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 例えば、この55ページの複写機借上料ありますよね、この金とか、こういう物もやはり随意契約でなければならないということであるんですか。そういうことなんですか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 随意契約でなければならないて申しますか、この複写機につきましては、第1号の方の適用でさせていただきます。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） 1号の理由なんですか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 1号につきましては、法律で定めます別表ということで、

別表に定める金額それぞれ、工事請負、あるいはその他の契約等々、金額で定められております。その中で、その他の部類の欄の50万円以下の契約という形で、さしていただいたものでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君） よくわかりません。時間もそういうことなんで、私は随意契約がね、すべてが駄目だとは思ってはおりませんが、やはり企業の癒着、また税金の削減にもなる、競争入札ですかね、これに是非ともね切替えていただきたい、こういうことを要望しておきます。

1. 議長（坂野光雄君） 他に、質疑はございませんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 私の質問に入る前に、先ほど扇谷議員から質問された、本当にいろいろ調査をされて質問されてるなあ。これは非常に深刻な問題であるなというようなことを聞いて感じたわけです。

ただまあ、そのことに関して理事者の皆さん、そして扇谷議員は資料、そういったものをお持ちで、それに基づいてやはり調査をされているということではありますが、特に交野の議員の皆さんは土壌調査の問題に関しては、初めて聞いたというような方もおられると思います。

四條畷の議会では、9月の議会の一般質問で、扇谷議員も一定その問題取り上げておられますので、四條畷の議員は一定わかった部分もあるんですが、改めて判明した部分もいろいろありますので、これは理事者の皆さん、そして議長にも調整を要望したいなと思うんですけど、やっぱり派遣議員として一定同じ土俵でこの新炉建設予定地に関して、判断できるそういう材料を提供していただきたいなということをまず要望したいんですけど、いかがでしょうか。

1. 議長（坂野光雄君） 要望される資料の方は、どういう資料か、というものをいついただければ、理事者側の方も当然ね、やっぱり慎重に審議してね、やっぱり適正なね、結論を得ていくためにも必要だということで、要望してもらえれば当然理事者側の方も出していけるというふうに考えていますけれども。要望しておきますけれど。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 例えば、環境影響評価の業務調査の結果ですね、これについて3回行われたというものとか、立地選定報告書とか、府と事業者との協定とかいろいろと行政が勿論持っている、そういうものに関してですね、提出できるものはしていただきたいなというふうに思うんです。まだ、その他にもいろいろあったかと思えます。

今というのは無理でしょうけど、後日必ず議員全員に配布していただきたいなというふうに思うんですけども、またそれまとめて提出をさせていただいたらよろしいですか。

1. 議長（坂野光雄君） 他の議員さんもこういう資料が必要だということでございましたら、議

長の方にも連絡下さい。

1. 議 長（坂野光雄君） 9 番、岸田議員。

1. 9 番議員（岸田敦子君） それでは、質問に入らせていただきます。先ほど住民合意についても少し触れておられましたけれども、この実績報告書にも今回住民との説明会、そういった経過が一部掲載されておりますけれども、その下田原の住民との話し合い、また生駒市の住民との話し合い、その住民合意が図れているのかという経過について説明など、また接触などそういう経過について、ここでは今年度の 2 月ですね。20 年度 2 月ということですが、それ以降はどうなっているのか、ちょっと経過をお伺いしたいと思います。

あと、住民合意については、これまで住民の理解と協力を得て進めていきたいというようなご答弁がこの間行われてきて、今年 1 月 29 日の定例会でのご答弁では、生駒市住民との合意に関して、環境省から住民の理解が得られるように求められているというふうにもありましたけれども、その基本姿勢は変わらないかということについてもお伺いします。

あともう 1 点なんですけど、先ほど契約に関して、いろいろとご意見がありました、ご質問もありました件で、私も契約については保守点検とか、やっぱり炉の整備などにかかることについては、一定専門的な、そして炉を建設したそういった業者が請け負った方が、いろいろとメンテナンスしやすいというような、そういう憶測はできるんですけども、この 1 点ちょっと随意契約をしてるということに疑問を感じるということがあります。焼却残灰の運搬業務ですね、焼却灰の運搬業務というのは幅広い業者を選定できるのではないかというふうに感じるんですけど、この委託も随意契約ということなんです。委託料は 1546 万円、何年間この同じ業者と随意契約をしているのかということと、そして先ほどは随意契約の理由というようなことについて触れられておりましたが、じゃ入札の基準ということに関してはどうなのか、これについて答弁を求めたいと思います。

1. 議 長（坂野光雄君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） 岸田議員からのご質問でございますが、住民合意経過というところで、実績報告書の 59 ページでございますが、この実績報告書では 2 月 19 日までしか記載させていただいてございません。

その中でですね、その後 21 年の 2 月の 9 日でございますが、すいませんその後 5 月の 14 日でございますが、生駒市北地域の自治会の説明会を生駒市北コミュニティセンターで開催いたしました。その後 9 月 5 日には下田原地区の、これは班長さんでございますが、対象にいたしまして説明会を実施いたしております。今後につきましては、住民説明会の開催につきましては、新ごみ処理施設の整備の基本計画の素案が出来上がったところでございます。その素案の説明と環境

影響評価に係る実施概要などを含めた11月中にですね、説明会を開催していきたいと考えているところでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 何年間されているかということでございますけれども、平成4年から随意契約でこの業務をさせていただいてございます。

今、おっしゃられました入札の基準ということでございますけれども、基本的には入札が原則でございます。それが原則でございまして、指名競争入札あるいは随意契約というのが施行令の方で書かれておるとというのが原則というような形になります。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） じゃ住民合意については、11月中に説明会を行いたいというのは、日程はもう決まっているんですかね、もう11月入っていますけれども。

それと、あの先ほどの今までとその基本姿勢、住民合意の基本姿勢変わらないかという点はどうでしょうか。

入札についてはですね、先ほどの運搬業務、随意契約しているのが平成4年からということでしたら17年ですかね、この同じ業者と随意契約している。これに関しては、これだけ大きな金額1500万円を超える金額であると入札するのが当然だというふうに思うんですが、何故入札をしないのかということをお聞きします。

1. 議長（坂野光雄君） 明田室長代理。

1. 資源循環施設整備室長代理（明田清孝君） この11月の予定ということで、今調整中ですが、11月の20日、それから11月の21日、11月の25日この日にちをもちましてですね、今調整しております。この中身につきましては、20日につきましては四條畷市の田原地区、それから25日につきましては四條畷市の全体で市役所、それから21日につきましては、交野市域を対象にと今この三つの日程で、今調整しているところでございます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 随意契約のお話でございます。先ほど担当の方から原則は入札であるという形を申し上げました。随意契約を行うというのは、随意契約の理由を捉えて随意契約を設定している部分でございます。ただ随意契約をすることが正しいかという部分についてはいろんな客観的な判断も出てくると思います。その部分につきましては、十分に調査、研究しながら捉えていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 3回も聞くんですか、その基本姿勢変わらないかというところ。どなたが

答えていただくんですかね。入札をしないのかと、何故入札をしないのかということに関してはきちんと答えていただいていないと思うんですけれども、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 随意契約の部分でございます。今捉えてフェニックスの搬送を中心にした委託のことおっしゃってございます。この搬送自身を捉えるんじゃなしに、施設の灰ピットから搬送車に積み込むという作業も含めた、それも含めた形で委託してございます。その中で、搬送するだけではなしに、施設からいわゆる搬送車に積み込むという作業もセットでというんですか、併せて委託してございます。そういうところの本施設の状況を熟知したというところの中を踏まえて随意契約という形の理由を考えておる部分でございます。これについては先ほど申しましたようにその理由というものをですね、再度捉えながら検討させていただきたいというふうにお答えさせてもうたところでございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） こういう施設作りの中では、当然、住民のご理解というのは非常に重要な要素であると考えてございます。未だ十分のご理解をいただけておられないという地域もございます。話し合いを求め、あるいは説明させていただきたい、あるいはご意見を聞きたいという姿勢の中でですね、今後ともご理解をいただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうにご考えてございますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 住民の理解は重要な要素だと、それはね、変わらないということでありましてけれども、先ほど副管理者の方から現予定地でなんとしても推進していきたいという強い思いが述べられたわけですから、それを持ってですね、そして先ほどの問題点が指摘された、これらのことで、また住民との話し合いがどうなるのかなという不安も感じるところです。

そんな中でですね、今、やっぱりこの組合として、また両市この3者がともに住民の理解を得るために、何をしていかなければならないというふうに判断しているか、その点をもう少しお伺いしたいのと、先ほど入札に関して、この運搬業務は灰ピットから搬送車に積み込む、いわば特殊な技術とかそういうことを要するから随意契約をしているんだというような、そういうことで捉えたらいいんですかね。

随意契約のガイドラインモデルというのでは、特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することが出来ない場合というのは確かにありますけれども、この運搬業務がそれに当たるというふうにお考えなのかどうか、その辺につ

いてもお答えいただきたいと思います。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 2点ご質問かと思います。1点が住民合意形成の部分でございますけれども、一定ご反対なさってる近隣地域の中では、生駒市域の住民の方々、また四條畷の地元の方々という部分の中で、一定お話し合いという中であるかもわかりません。ただ、私どもは出来るだけじゃなしに、施設を建設して地域環境に影響のない施設を作りたいという思いをお願いしてご理解をいただきたいという思いでございます。今現在のおかれてる四條畷市、交野市の状況をご説明をさせていただきたいという思いで、現実的にはなかなかご説明をするという状況でなく、要求等いただいているだけという形になってございます。今後とも話し合いを続けながら、ご理解をという思いで行きたいと考えてございます。

もう1点の随意契約につきましては、随意契約の一つの理由の考え方として、そういう運搬だけではない、施設からのクレーンを操作した積み込みがあるということをついて随意契約と申し上げてます。クレーンがそこしか出来ないかということであればそうじゃないというふうに捉えられたいと思います。そういうことも先ほど答弁の後半で申し上げましたように、そういうことも踏まえながら調査、検討していきたいというふうに申し上げたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 生駒市の住民の方は白紙撤回を求められておられると。今、住民とともに土地選びからやり直すという策が、住民合意を得る一番の近道ではないかということをおね、私ども、この間ずっと言ってきたのはいながら、先ほど副管理者がおっしゃられたようにこの土地ということで、住民と話し合いが平行線になっているというような経過もあります。

先ほど、ほんとに多岐に渡る質問の中でも、今の予定地かなりの不安材料があることも指摘がされたという状況です。このことから今この予定地で本当にいいのか、住民と一緒に考える絶好の機会じゃないかなというふうに私は思います。新たな問題を突きつけられた今、住民と一緒に考えるということをお真剣に踏み出すべきではないかと、思うんですけども、これ改めて見解を求めたいと思います。

そして、今、局長から正直にクレーンが必要だけれども、そこしか出来ないということではないというふうにおね、率直におっしゃっていただいた。何故17年間もやってきたんだと、この同じ業者でやってきたんだと疑問が大いに残るわけですけどもね、この問題はやっぱり放っておいていい問題ではないと私は思いますので、ぜひ入札を取り入れるということをおやっていただきたい。

今ね、この随意契約に関してでも見積りは取ってるということなんですね、ちなみにこの見積りは何社から取って、それぞれ額はいくらだったのかということ参考までにお話ください。

1. 議長（坂野光雄君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今回の中で多岐に建設予定地に係るご質問をいただいております。管理者、副管理者の方からもご答弁ございましたように、現計画地の中で事業を成し遂げていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） 見積りでございますけれども、1社からの見積りということで、その金額につきましては、契約単価となります税込みの3486円と1トンあたりの、トン当たりでの契約ということになってますので、1トンあたり3486円という単価になります。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） この今、随意契約している業者以外は見積りを取っていないということなんですね。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） はい、見積りは取ってございませんが、設計につきましては、公共事業等の積算方法によります設計を組んでまして、その設計より以内であったということで、契約に至ったものでございます。以上でございます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 設計は、何社から取ったんですか。

1. 議長（坂野光雄君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼総務課長（奥田浩樹君） うちの方で設計書を組みますので、その部分につきましては、建設物価等からの算出で設計書を組ませていただき、その後ですね、見積りをいただいてその設計金額以内ということで、契約をさせていただいたということになってございます。

1. 議長（坂野光雄君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 複数の会社からは、見積りを取っていないということですね、これはわかりました。

やはり17年同じ業者と随意契約しているということに関して、先ほどそこしかできないことはないというふうに、はっきりおっしゃっていただきましたので、是非これはもう1500万円という大きなお金ですしね、この業者でないとできないという特別な理由はないので、やっぱり何時までも随意契約していることは納得できません。改善を求めて、以上で私の質問を終わります。

1. 議長（坂野光雄君） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(坂野光雄君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。  
10番、扇谷議員。

1. 10番議員(扇谷 昭君) 議席10番、扇谷 昭です。私は認定第1号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、ごみ処理費の抑制に努め老朽化した現有炉の安定稼動に努めるなど、評価できる要素があるものの、新炉建設事業費の執行に関し法令遵守、法規制等の観点から新たな事実が次々と判明し、建設予定地選定手続きの法的瑕疵や用地としての不適格性が浮上してきたことから反対の立場を表明し討論します。

昭和52年交野市磐船地区建設予定地の決定依頼、今日まで四交組合は、一貫して最適地との姿勢を堅持し、市民、議会に説明を繰り返してきました。しかしながら平成4年3月に行われた土壌調査、地盤調査報告書は予定地から有害化学物質の鉛、砒素、総水銀を検出したこと、更に地上から8mから9mに渡る建設残土や産業廃棄物を含む支持力不足の盛土層が約14万5000m<sup>3</sup>にも及ぶことを明らかにしながら、四交組合はこの事実を公表せず隠匿を図ってまいりました。

また、交野市磐船地区を第二清掃工場建設地として、最適であると評価した立地選定報告書を根拠に四交組合は、建設予定地を最適地と説明を繰り返してきましたが、この報告書は有害物質の検出や大量の産業廃棄物の盛土の事実を知る状況にありながら、大阪府と土砂採取業者間の法定遵守の状況等を一切確認することなく、予断に基づく事実誤認によって予定地は建設に必要な地ならしが行われるのみであるとの誤った判断に基づき、最適地との総合評価を下していたことが明らかになりました。

平成8年度、9年度の2年をかけて行われた、建設予定地の先行取得につきましては、これらの隠匿行為や事実誤認の上に立って、住民合意は勿論のこと説明責任を果たさないまま、政治主導によって手続きが進められたもので、手続きにおいて法的瑕疵の疑いが浮上してきました。都市計画施設建設にあたり、有害物質の除去、あるいは産業廃棄物の処分が必要と予見できたにも関わらず、そのことを明らかにせず、当時の近隣取引事例をそのまま採用し買収金額を決定、買収したことは、結果として構成両市市民に多大の損害を与える結果となりつつあります。答弁にありましたように、今後詳細な土壌調査やボーリング調査をしなければ、法令に基づいた適切な措置は明らかになりませんが、少なくとも現時点で18億3000万円の用地費の実に3倍強の54億6000万円もの土壌汚染対策費用が必要との試算結果が明らかにされました。

この試算は土壌の汚染の程度が、廃棄物基準内であることが前提で、地勢上は連担した隣接地の土壌汚染状況が明らか上、今年2月予定地内水路の土壌調査の結果、ダイオキシンが検出された点等を合わせ考えますと詳細な土壌調査の結果如何によっては、盛土層下の花崗岩層への土

壤汚染の拡大等が懸念され、この場合、土壤汚染対策費用は 54 億 6000 万円を遥かに超えることが予想されます。質疑の中で明らかにされたように、搬入されたのは建設残土や産業廃棄物にとどまらず、一部産業廃棄物等の焼却灰の埋立の可能性が否定されなかったことから、更に土壤汚染や地下水脈への有害物質汚染の懸念が広まったとも言えます。

私は、新炉建設以前に建設予定地一体の土壤汚染が交野市域に与える影響がたいへん心配です。交野市域における上水道は、建設予定地から北方約 1.3 km の地点までが未接続と聞いており、同地域の飲料用井戸水の安全確保には万全を期していただきたいと強く要望しておきます。

新ごみ処理施設整備基本計画（素案）につきましては、都市計画施設建設の根本課題といえる建物の位置や建築面積、開発区域、煙突の位置等についての検討委員会での論議は全く皆無で、建築面積について積算根拠を明確にしないまま、当初計画の 6500 m<sup>2</sup>を 10675 m<sup>2</sup>に広げ、結果開発区域を当初計画の 30000 m<sup>2</sup>の約 2 倍にあたる 5.7ha と決定した点は、理由なきコストアップ、市民負担に繋がるもので、交野市さとやま整備計画との整合にも抵触する結果となり、断じて容認できるものではありません。

加えて、建設事業費の積算におきましても、1 トンあたり 5000 万円と試算し、140 トン炉 70 億円としながら具体的な積算を行うことなく 30 億円、実に 43% も水増しし、100 億円としたことにつきましても、財政健全化を標榜しながら財政的視点や説明責任を全く欠く手法に基づくもので、認めるわけにはまいりません。

本日、四交組合は答弁の中で、以下の点を明らかにされました。埋土層、有害物質の認識がある。しかし、その範囲や分布等は不明であるところから、詳細な土壤調査を実施した上で、法令に基づいた適切な措置を講じる。大阪府も法体系に基づいた判断をする。仮に土壤汚染汚染程度が廃棄物基準内として、土壤調査に最低 1 億 2000 万円、撤去費用に 45 億 8000 万円、搬入費用に 7 億 6000 万円、計 54 億 6000 万円の費用を試算していると、すべては詳細な土壤調査の結果を踏まえ、両市、組合で協議し、適切に対応すると。平成 8 年から 10 年に予定地を 17 億 7100 万円で先行取得した手続きの法的瑕疵が問われる中で、その用地費を遥かに上回る土壤汚染対策費を投入して、新炉建設を進めることに市民の理解や協力は到底えられません。

有害物質による土壤汚染、大量の産業廃棄物等の投棄の事実を知らながら、20 年近くも隠匿し続け、市民を裏切った行為は行政としてあるまじき行為であり、決して許されるものではありません。詳細な土壤調査を待たなければ断定はできませんが、土壤汚染対策法等の法規制クリアに要するコストは、莫大な金額となることは必定で、法手続き、費用対効果、市民への背信等のあらゆる観点から、現予定地での新炉建設は極めて困難になったと考えます。全国で最も古い現炉の状況から判断して、2 市に残された時間は余りにも少なく、現予定地での新炉建設を進めると

の判断の是非はともかくとして、事前の策として新たな候補地の選定に直ちに着手すべきであり、この点につきましては、位置決定権を有する交野市の政治的判断と迅速な対応を求めます。

答弁の中で、繰り返し言及された建設予定地での土壌調査、ボーリング調査につきましては、新炉建設に向けた環境影響評価事業の一環として行われるものではなく、立地選定の是非を明らかにするために行うもので、当然にも位置決定権を有する交野市において、直ちに実施され、現状の実態、全体象を正確に把握した上で、新炉整備の推進あるいは中止の如何に関わらず、四條畷市、交野市、そして四交組合で協議の上、適切な対応策を講じ、なによりも地域周辺住民の安心、安全の確保に努めていただきたいと強く要望し、私の反対討論といたします。

1. 議長（坂野光雄君）他に、討論はございませんか。5番、中上議員。

1. 5番議員（中上さち子君）平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、日本共産党交野市会議員団として反対討論を行います。平成20年度決算では、新ゴミ処理施設整備に関わる環境影響調査業務委託費が含まれています。新ゴミ処理施設建設は急がれる課題ですが、環境影響調査については、地元住民の理解と合意のもとで進めるべきであると考えております。

また、本施設組合が発注する委託や工事請負業務につきまして93.75%が随意契約となっているなど異常な契約実態です。企業癒着を防ぎ、経費削減の面からも競争入札へと改善すべきです。最後に環境を守る取り組みが広がっておりますが、今後のごみ処理施設周辺の住民の方の不安への軽減を進めるためにも、燃やすごみを減らすことは課題です。そして、焼却炉の必要に向けたごみの減量化に向け、両市のごみの減量化の取り組みが必要であり、このために組合は両市と一緒に全力で取り組んでいくことを要望いたしまして、決算審査は反対といたします。

1. 議長（坂野光雄君）まもなく5時となりますが、このまま会議を続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（坂野光雄君）ご異議なしと認め、このまま会議を続行させていただきます。あと、討論はございませんか。9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君）四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。私は2008年四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論します。

反対理由の一つは、この決算の中には新炉建設に関する環境影響調査や整備基本計画作成などの財源が盛り込まれていますが、新炉建設については、下田原住民や生駒市住民の合意が未だ得られていない状況で、日本共産党は繰り返し住民合意なしに新炉建設に進むべきではないと指摘しており、そのような状態の中、新炉建設に向けての予算が約600万円計上されていることは認

められません。

また、同僚議員の質問で新炉予定地について、土壌汚染などの問題点が指摘されたことは極めて重要であり、資料と照らし合わせ十分に検証する必要がありますが、それらの問題がはっきりと解明されない限り、現在の新炉予定地のまま進めていいのか、大いに疑問が残るということも指摘しておきます。

また、焼却灰の運搬業務については、長年随意契約を行っていることは極めて不透明で、不公正と感じます。入札に関して、調査、研究していきたいというご答弁を述べられたことから、今後、運搬業務の随意契約に関しては、特に入札制度を積極的に取り入れるべきと強く要望し、反対討論とします。

1. 議 長（坂野光雄君） 他に討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（坂野光雄君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者の起立）

1. 議 長（坂野光雄君） 起立多数であります。よって認定第1号平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については、可決されました。これにて、本会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 第3回臨時議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の組合議会におきましては、坂野議長さんのご就任をいただき、また、ご提案させていただきました、平成20年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定につきまして、慎重なるご審議の上、ご認定を賜りまして、誠にありがとうございました。

新ごみ処理施設の整備につきましては、過日、基本計画検討委員会から素案のご提言を受け、今後は素案についての市民意見募集を行う予定としておるところであり、環境影響評価事業につきましても、必要な準備を進めさせていただいているところであります。

また、事業の推進にあたりましては、近隣住民の皆様のご理解は大きな要素であると認識しておりますところから、副管理者の中田市長ともども、引き続きご理解を得るための努力を重ねてまいりたいと存じております。

議員の皆様には、今後とも事業の推進に向け、何卒ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。お疲れのところではございますが、この後の全員協議会につきましても、

よろしくお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、臨時議会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

1. 議長（坂野光雄君） 以上をもちまして平成 21 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第 3 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 16 時 56 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 21 年 11 月 4 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

坂 野 光 雄

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

平 野 美 治

四條畷市交野市清掃施設組合議員

扇 谷 昭

四條畷市交野市清掃施設組合議員

大 川 泰 生